

2017年12月13日

学習意欲を顕彰する方法として、知の財産EVを活用する試みが注目されています。

EVステッカーが発行されたことで学習意欲を顕在化できるようになりました。

ここでは知の財産EVをどのように活用すればいいのか、その具体的方策を紹介いたします。

1 自ら獲得した知の財産が200EVに達したら

理科検定を通して知の財産が200EVに達したら、知の財産を自ら獲得したことになりますので、あなたは知の財産EVをEV-Bankから引き出す引出権と、学習意欲の高い人たちにEVを付与する付与権を有することになります。

(EV-BankからEVを引き出す場合など費用は一切かかりません。)

2 EV-BankからEVを引き出してみてください

日本理科検定協会もしくは理数検定研究所のHPに「EV-Bank」の窓口がありますので、ネット上から必要事項を登録しながら実際にEVの引出申請をしてみてください。

3 EV-Bankから申込んだ知の財産EVが送信されます。

4 EV-Bankから引き出した知の財産EVの活用制限

EV-Bankから引き出した知の財産EVは自分以外の人たちにしか活用することができません。

自分が学校の先生や学習塾の先生もしくは家庭教師などの指導的立場にある場合は、その生徒たちに活用されるべき性質のものです。ここで、その付与権が必要になってきます。

5 知の財産の付与権

上記4の場合は、例えば、知の財産を生徒たちに付与することで、生徒たちのやる気を引き出すのが目的です。不定期に開く講習会の参加者にEVを付与することもよいのだと考えられます。地方活性化のために特定の地域を訪れた方々にステッカーを作って付与してもよいかと、活用法は工夫次第です。

6 人のために役立つと自分にもEVが還ってきます

上記4で例えば、200EVを生徒たちに付与した場合、同じ200EVが自分にも蓄積されます。初め、理科検定で200EVの知の財産を獲得していた人が、EV-Bankから200EVを引き出しその200EVを活用した場合に、同じ値の200EVが自分にも加算されて、合計400EVの知の財産が蓄積されることになります。付与したEVは付与権者自身で管理してください。

7 注意事項

生徒や友人たちに知の財産EVを付与する場合、1回の講義で一人当たり2～5EV程度に抑えたほうが生徒たちの学習意欲を効果的に高められるようです。

学習意欲の指標が知の財産と名付けられている理由を自分の実経験として体現してくださることを期待しています。